

現在、お取扱いを休止しております。

住友生命
長期平準定期

2018年8月版

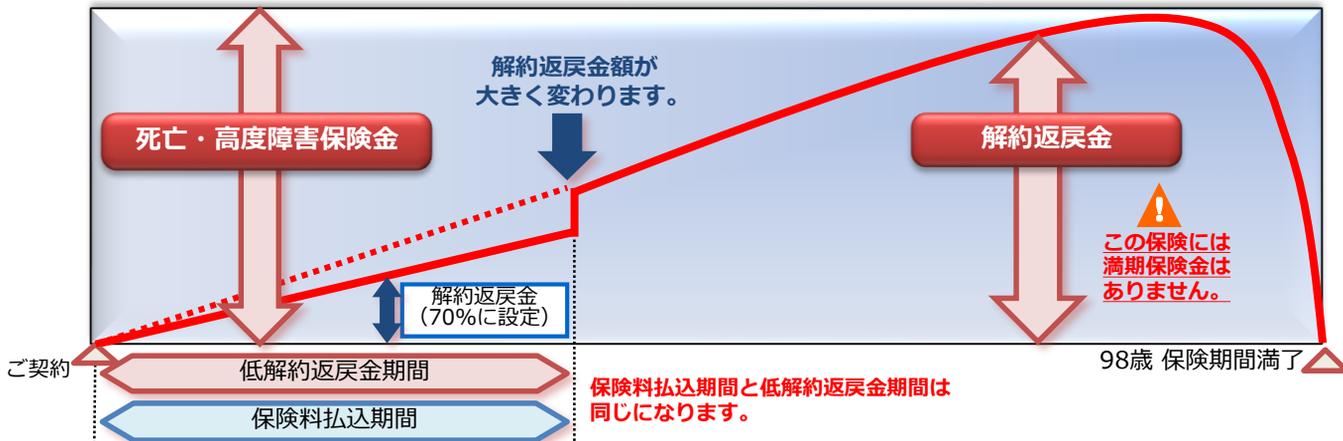
低解約返戻金型無配当定期保険 <<商品の特徴>>



エンブレムユー・プレミアム

長期にわたる死亡・高度障害保障と勇退時の退職慰労金等をご準備いただける保険です。ご契約当初一定期間、解約返戻金を低く設定することで、その分お求めやすい保険料としています（低解約返戻金期間中の解約返戻金は低く設定しない場合の70%としています）。

しくみ図（イメージ） <短期払いの場合の例>



※ 点線は、解約返戻金を低く設定しない場合の解約返戻金の推移を表しております。解約返戻金を低く設定しないお取扱いをいたしません。

ポイント ① 長期間の安心

ご契約から98歳までの長期間にわたり、万一の際の死亡・高度障害保障を確保できます。

⚠ 保険契約上の年齢が98歳となる契約応当日の前日をもって契約は消滅します。

ポイント ② 選べる自在性

事業の状況やご勇退の計画などに合わせ、**保険料払込方法（全期払い・短期払い）**、**低解約返戻金期間**を設計していただけます。

ポイント ③ 返戻率の魅力

低解約返戻金期間を設定することにより、低解約返戻金期間満了後の**キャッシュバリュー**が高まり、勇退退職慰労金等のご準備にお役立ていただけます。

※解約返戻金は多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。特に、低解約返戻金期間中にご契約を解約された場合、解約返戻金額は払込保険料累計額を大きく下回ります。

⚠ 低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。
この保険には満期保険金はありません。

ポイント ④ <法人契約の場合> 損金算入可能

保険料の一部を**損金算入**していただけます。※保険料の払込方法によって取扱いが異なります。

⚠ 2018年4月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、税務のお取扱いが変わることがあります。

■ 商品の概要

保障内容	死亡保険金、高度障害保険金、 保険料払込免除
保険期間	98歳まで（更新なし）
保険料払込方法（期間）	全期払い、短期払い
低解約返戻金期間	全期払い：契約時に定めた所定の期間 短期払い：保険料払込期間と同一
解約返戻金	あり
配当金	なし

■ 主な取扱規程

契約年齢範囲(*1)	20歳～75歳 ※なお、低解約返戻金期間、保険料払込期間によって、取扱範囲が異なります。
最低保険金額	300万円かつ月払保険料8,000円以上(*2)
最高保険金額(*3)	5億円（法人契約の場合）
保険料払込方法	月払い・年2回払い・年1回払い
保険料払込経路	口座振替払い
付加可能な特約	年金支払特約 I 型、リビング・ニーズ特約、 指定代理請求特約

(*1) 契約年齢は被保険者の契約日時時点の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢（契約時の満年齢）に1歳ずつ加えて計算されます。

(*2) 年2回払い・年1回払いの場合は、月払保険料に換算したときに8,000円以上であることを要します。

(*3) 同一の被保険者がすでに住友生命の商品に加入済の場合等は、上記金額までご加入いただけないことがあります。

■ご留意いただきたい事項

現在、お取扱いを休止しております。

◇ 解約返戻金について

- ・ **この保険は、低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。**また、低解約返戻金期間経過後であっても、低解約返戻金期間中の保険料がすべて払い込まれていない場合には、解約返戻金を低く設定しない場合の70%となります。
- ・ 低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。
- ・ **解約返戻金額は、保険期間満了時に0円となります（満期保険金はありません）。**

◇ 配当金について

- ・ この保険は剰余金の分配のない保険契約であるため配当金はありません。また、相互会社の「社員」としての権利（総代選出にあたっての信任投票権、総代会の召集する権利など）がありません。

◇ クーリング・オフ制度について

- ・ 申込者またはご契約者（以下、「申込者等」）が法人（会社等）の場合、個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合、または住友生命が指定した医師の診査を受診した場合などは、お申込みの撤回・契約の解除（以下「お申込みの撤回等」）をすることはできません（クーリング・オフ制度の対象外です）。
- ・ 申込者等が個人の場合は、申込日または本書面の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**であれば、書面によりお申込みの撤回等を行うことができます。お申し込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により住友生命本社あて送付してください。この場合、すでにお払い込みいただいた金額を返還します。

◇ 告知について

- ・ 被保険者には健康状態などについて告知する義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあつて相互に保障しあう制度です。したがって、健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事している方などが無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ・ 募集代理店の担当者(生命保険募集人)・生命保険面接士は告知受領権がないため、**口頭で話しただけでは告知したことにはなりません。**
- ・ 故意または重大な過失によって、事実を告知しなかった場合や、事実と違うことを告知した場合には、ご契約を**解除することがあります**（告知義務違反による解除）。ご契約を解除した場合には、たとえ死亡保険金などをお支払いする理由が発生していても、これを**お支払いできないことがあります**。また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外となるときにも、詐欺による取消しを理由として、死亡保険金などを**お支払いできないことがあります**。

この商品は住友生命を引受保険会社とする**生命保険**です。**預貯金とは異なり、元本保証はありません。**



ご検討にあたっては、「契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」「ご提案内容説明書」を必ずご覧ください。詳しくは、住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

【募集代理店】

日本郵便株式会社

【引受保険会社】

住友生命保険相互会社

本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
電話(06)6937-1435(大代表)
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24
電話(03)5550-1100(大代表)
〈ホームページ〉<http://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索